

1 申請書は2部提出する

2 看板の大きさは別紙車両図面に記載する
(看板は車体からはみださないこと)
※公職選挙法により看板の大きさは
273cm×73cm以下とされている

3 高さは看板、スピーカーを含む地上高とし
普通車3.8m、軽自動車2.5m以内
である場合は申請は必要ありません
掲示する看板等の積載物が車体の幅から
はみ出す場合は、制限外積載許可が必要です

4 「堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる」構造
のルーフキャリア等の積載装置が設けられ、この上に看板
等を積載する場合には制限外積載許可は不要です

道路交通法上の車両を記載する(車検証に
積載量の記載があれば貨物自動車)
例: 普通乗用自動車(普通貨物自動車)
※軽四であっても「普通」とする

車検証に記載された長さ、幅、高さ等を記載する

備え付けけるものを全て記載
例: 看板、スピーカー(2個)

例: 車両の屋根の上

選挙事務所等の所在地(北栄町から書き
始め、地番まで記載すること)

※... 間違った場合は、間違った箇所を二重線を引き、正しいものを横や
上に記載すること

申請に必要な書類は
申請書、制票図面、進帳簿一覧表、進帳簿全員の免許証のコピー、車検証のコピー
であり、各2部必要。免許証のコピーは裏面も必要となります。

警察署に書類を提出する日
(提出時は空欄にし、警察の点検後に記載する)

制限外積載
設備外積載
荷台乗車

許可申請書

令和 年 月 日

倉古警察署長 殿

免許証の種別を記載する
例: 中型

主たる運転者を記載する(候補者ではない)
運転者が複数の場合は、別紙一覧表に記載

申請者の免許証番号
(12桁のもの)

車両のナンバーを記載

貨物自動車の場合は車検
証記載の数値を記載

申請者の免許証の種類	免許証番号	住所 氏名
車両の種類	番号欄に表示されている番号	
車両の諸元	長さ m	幅 m
	高さ m	最大積重量 kg
運搬品名		
制限を超える大きさ又は重量	長さ m	高さ m
制限をこえる	前 m	後 m
積載の方法	左 m	右 m
設備外積載の場所	荷台に乗せる人員	
告示(公示)日	投票日の前日	
運転の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
運転経路	山 麓 地 録 山 地 録 山 地 録 山 地 録	
通行する道路	北栄町地内	北栄町地内

選挙事務所等の所在地
(北栄町から書き始め、地
番まで記載すること)

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

制限外許可証

記載しない
(警察が記載する箇所)

倉古警察署長

令和 年 月 日

別記様式第四(第八条関係)

制限外積載 設備外積載 許 可 申 請 書 荷台乗車 年 月 日 倉 吉 警 察 署 長 殿 住所 申請者 氏名						
申請者の免許の種類			免許証番号又は 免許情報記録の番号			
車 両 の 種 類			番号標に表示さ れている番号			
車 両 の 諸 元	長 さ	幅	高 さ	最大積載重量		
	m	m	m	kg		
運 搬 品 名						
制限を超える大きさ 又は重量	長 さ	幅	高 さ	重 量		
	m	m	m	kg		
制限を超える積載の 方法	前	後	左	右		
	m	m	m	m		
設 備 外 積 載 の 場 所		荷 台 に 乗 せ る 人 員				
運 転 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで					
運 転 経 路	出 発 地	経 由 地	目 的 地			
	通 行 す る 道 路					
第 号 制 限 外 許 可 証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">条 件</td> <td>別紙のとおり</td> </tr> </table> 年 月 日 倉 吉 警 察 署 長 印					条 件	別紙のとおり
条 件	別紙のとおり					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

専決者

交番・駐在所 階級

氏名

別記様式1 (第5の1関係)

運 轉 者 一 覽 表

[illegible]

